

令和7年11月11日（火）、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線」（以下、補助第74号線）、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線」（以下、補助第170号線）に関する都市計画素案についての説明会を開催しました。

主なご質問の要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【都市計画等に関する内容】

Q1 今回の変更素案の概要を伺いたい。

A1

対象区間において、都市計画道路の幅員を現状の道路の幅員に合わせて変更するものです。

ただし、補助第74号線と補助第170号線の交差点の隅切りについては、整備する計画が残ります。

Q2 縦覧や告示はいつなのか。お知らせが来るのか。

A2

現段階で時期は確定しておりません。

お知らせの個別配布の予定はなく、東京都公報等で周知予定です。

【建築制限等に関する内容】

Q1 廃止予定となった範囲について、建築制限が変更となるのか？

A1

現在、都市計画法第53条（建築の許可）及び第54条（許可の基準）に基づき、都市計画の区域内において建築する場合、建築物の階数、高さおよび構造等について建築制限がかけられています。

今回お示しした素案の内容で都市計画決定・告示されると、道路の都市計画を廃止する区域（計画変更廃止線：黄色で着色した区域）においては、新たに道路が整備されることがなくなることから、こうした都市計画法による建築制限がなくなります。

Q2 これまでかかっていた建築制限に対する補償はないのか。

A2

現在、都市計画区域内の土地は、都市計画法第53条及び第54条に基づき、土地の利用に対して一定の制限がされていますが、制限に対する補償はありません。

Q3 固定資産税はどのくらい変わらるのか。

A3

固定資産税と都市計画税の算定の基礎となる土地の価格の補正については、所有されている土地に対して都市計画道路の区域がかかっている割合等によって異なります。

所有されている土地の価格の補正についてお知りになりたい場合は、お手数ですが新宿都税事務所又は中野都税事務所にお問合せください。

«お問い合わせ先»

新宿区内：新宿都税事務所 03-3369-7151(代表番号)

〒160-8304 新宿区西新宿 7-5-8

中野区内：中野都税事務所 03-3386-1111(代表番号)

〒164-0001 中野区中野 4-6-15